

清林館高等学校 非常勤講師（保健体育）募集

（令和 8 年度採用）

<募集要項>

仕事の内容	清林館高等学校 非常勤講師（保健体育）
募集人数	1 名
勤務開始日	令和 8 年 4 月 1 日
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（更新することがあります）
応募資格	高等学校「保健体育」教員免許保有者（取得予定含む） （中学校免許（取得予定可）があれば尚可）
勤務地	■所在地：愛知県愛西市持中町八町 88 番地 ■事業所：学校法人平山学園 清林館高等学校 ■アクセス：名鉄津島線藤浪駅下車徒歩 10 分（自動車通勤も可） ■喫煙環境：敷地内全面禁煙
給与	■コマ単価 11,500 円/月（大学新卒の場合）～ 既卒者の場合は、経験に応じて決定します。
賞与	■年 3 回支給（年間 2.1 ヶ月）
昇給	■なし（契約更新時に昇給することがあります）
通勤手当	■学園規程に基づき支給
就業時間	■時間割表による 高等学校 16 コマ/週程度を予定（応相談） コマ数が確保できれば、出勤日数/週は特に定めません。
休日・休暇	■休日：原則、土曜日、日曜日、祝祭日、時間割で授業のない曜日 夏期休業、冬期休業 夏期（お盆時期）や年末年始に完全休業日があります。 ■年次有給休暇：出勤日数/週を考慮して付与します。
社会保険	■健康保険・年金：なし ■雇用保険：なし ■労災保険：あり
その他	■寮・社宅はありません。
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

<選考方法>

提出書類	■履歴書、■教員免許状写し、■卒業証明書等（最終学歴確認用）写し 希望される方は、下記連絡先までお問い合わせください。 履歴書には、電話番号及びメールアドレスを必ず記入して下さい。 提出書類は返却致しませんので、あらかじめご了承ください。
連絡先	〒496-8006 愛知県愛西市持中町八町 8 8 番地 学校法人平山学園 清林館中学校・高等学校 校長 加藤大典 TEL : 0567-28-3010 FAX : 0567-24-8510 e-mail : seirinkan@seirinkan.ed.jp
選考方法	書類選考、面接（1～2 回）
備考	選考は随時実施します。質問は、連絡先までお問い合わせ下さい。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附

則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。